

3月31日参院本会議で可決された令和7年度改正税法。今月は個人の所得税の基礎控除等や扶養控除等の改正をまとめました。

TEL 043-241-6121
 FAX 043-243-3430
 URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
 令和7年5月1日
 代表社員 石田 洋祐

【1】 基礎控除の見直し

下表の通り基礎控除額が見直されました。これにより【2】の給与所得控除と合わせて、所得税の課税最低額は160万円に引き上げられました。

○基礎控除額(改正された範囲)

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注3))	基礎控除額	
	改正後(注1)	
	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円(注2)	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円	
		48万円

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【2】 給与所得控除の見直し

下表の通り、給与所得控除の最低額が55万円から10万円引き上げられました。

○給与所得控除額(改正された範囲)

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

【3】 特定親族特別控除

大学生世代の子供のアルバイト収入が 103 万円を超えると親の扶養控除が受けられなくなるため、これを避けるための働き控え、労働力不足が問題となっていました。改正により、特定親族は給与収入ベースで 150 万円まではこれまでの扶養控除と同額の控除を受けられるようになり、150 万円を超えても 188 万円までは段階的に控除額は縮小されますが一定の控除が受けられるようになりました。

(対象となる「特定親族」とは)

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。

【4】 配偶者控除・扶養控除等の所得要件の見直し

基礎控除の改正に伴い、下表の通り、扶養控除の対象となる扶養親族等の所得要件が見直されました。

○所得要件

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【5】 給与の源泉徴収事務への影響

これらの改正の施行日は令和 7 年 12 月 1 日となります。従って、11 月までの源泉徴収事務はこれまでの基準で行い、変更はありません。令和 7 年分においては、これらの改正の適用は年末調整によって行います。年末調整における留意事項としては、以下のようなことが考えられます。

- ① 年末調整時には、基礎控除や給与所得控除、扶養控除等の所得要件の金額改定が正しく反映された書類が従業員から提出されているか確認が必要になります。
- ② また、新たに特定親族特別控除の申告書が従来書式の兼用書式として令和 7 年 6 月末頃に国税庁から公表される予定です。従業員へ内容と同申告書の提出を周知し、提出された申告書の確認が必要になります。

出典: 国税庁ホームページ